

# 6月2日から“特定健診”が始まります！

## ■ 特定健康診査実施医療機関 ■

医療機関名	電話番号
いずみクリニック	555-8018
小崎クリニック	554-0188
小作駅前クリニック	578-0161
栄町診療所	555-8233
神明台クリニック	554-7370
西多摩病院	554-0838
羽村三慶病院	570-1130
羽村整形外科	570-1170
リウマチ科クリニック	570-1170
羽村相互診療所	554-5420
双葉クリニック	570-1588
松田医院	554-0358
松原内科医院	554-2427
柳田医院	555-1800
山川医院	554-3111
山口内科クリニック	570-7661
横田クリニック	554-8580
わかくさ医院	579-0311

(50音順)

真鍋クリニック (*)	554-6511
真愛眼科医院 (*)	554-7019

こちらでは眼底検査のみ受診できます。

市が指定する医療機関（左表）で受診する場合は、健康状

## ヘルスアップ健康診査

対象となった方には、市から特定保健指導の案内を送付します。

保健師や管理栄養士などが生活習慣病を予防するための改善策について個別に支援していきます。

74歳以下の方で、特定健康診査の結果、腹囲やBMI（身長と体重から算出される数値）が基準値以上であり、かつ血圧や脂質、血糖の検査数値のいずれかが基準値以上となった方を対象に行います。

## 特定保健指導

態をより正しく把握するために、6項目の検査を追加したヘルスアップ健康診査を受けることができます。

※この事業は基地再編交付金の一部を充当して行います。

## 実施医療機関

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方は、左表の医療機関で特定健康診査を受診してください。

※特定健康診査受診時に、眼底検査が必要と判断され、その医療機関で検査ができない場合、左表の(\*)の医療機関で眼底検査を受けることができます。

## “検査でわかる” あなたの体の こんなこと！

検査項目の結果からわかることはそれぞれ異なります。結果の数値が基準値内かどうかを確認するだけでなく、数値の変化を見ていくことが大切です。

毎年特定健康診査を受けて、数値の変化を見ていくことが、病気の早期発見につながります。



## ■ 特定健康診査での主な検査項目と基準一覧 ■

検査項目		基準値	検査からわかること	
身体測定	BMI【体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)】	18.5以上 25.0未満	やせや肥満の度合いの指標となります。	
	腹囲【cm】	男性… 85未満 女性… 90未満	内臓脂肪の量を反映します。	
血圧測定	血圧【mmHg】	収縮期(最高)… 130未満 拡張期(最低)… 85未満	血管の老化や動脈硬化の指標となります。	
血液検査	脂質の代謝	中性脂肪【mg/dl】	149以下	
		HDL コレステロール【mg/dl】	40以上	
		LDL コレステロール【mg/dl】	119以下	
血液検査	肝機能	AST (GOT)【U/l】	30以下	
		ALT (GPT)【U/l】	30以下	
		γ-GT (γ-GTP)【U/l】	50以下	
尿検査	尿糖	陰性 (-)	体内でブドウ糖が円滑に利用されているかを、尿や血液中に存在するブドウ糖の量から調べます。	
血液検査	糖の代謝	空腹時血糖【mg/dl】		99以下
		ヘモグロビン A1c【%】		5.5以下 (NGSP値)
尿検査	尿たんぱく	陰性 (-)	腎臓に障害があるかを調べます。	
血液検査	たんぱく質の代謝	クレアチニン【mg/dl】	男性… 1.0以下 女性… 0.7以下	
		尿酸【mg/dl】	7.0以下	

※基準値は、厚生労働省健康局『標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）』および『事後指導に関するガイドライン』などを参考にしています。

# 臨時福祉給付金・子育て世帯 臨時特例給付金を支給します

平成26年4月からの消費税率8%への引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらか一方を支給します。

## 臨時福祉給付金

**対象** 平成26年1月1日時点で、羽村市の住民基本台帳に記載されており平成26年度分の住民税が課税されていない方

※自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護の受給者である場合などは、対象となりません。

**支給額** 支給対象者1人につき1万円

※支給対象者のうち、次に該当する方には1人につき5000円を加算します。

■ 高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者など

■ 児童扶養手当・特別障害者手当などの受給者など

### ■ 住民税非課税の目安

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円以下
夫婦	146万9,000円以下
夫婦子1人	188万円未満
夫婦子2人	232万8,000円未満

給与所得者

公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	151万5,000円以下
	65歳未満	101万5,000円以下
夫婦	65歳以上	201万9,000円以下
	65歳未満	159万2,000円以下

## 申請方法など

6月末に、住民税が非課税または未申告の方あてに、申請書を送付します。申請書に必要書類を添付し、次の期間に郵送または直接申請先(特別窓口)へ持参してください。

※申請書は、申請期間中に特別窓口でも配布します。

### 特別窓口

**日時** 7月1日(火)～9月30日(火)午前9時～午後4時30分(午前11時30分～午後1時30分を除く)

※7月1日(火)は、午前10時に受付を開始します。

※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、7月5日(土)・6日(日)・12日(土)・13日(日)は受け付けます。

**会場** 市役所4階大会議室B

**特別窓口期間の問合せ** 社会福祉課庶務係☎427・428

## 注意

■ 申請書には、次の書類の添付が必要です。

### すべての方の添付が必要

■ 本人確認書類：運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・旅券の写しなど

■ 振込先金融機関確認書類：金融機関名・口座番号・口座名義人(力才)がわかる預金通帳またはキャッシュカードの写し

### 一部の方のみ添付が必要

■ 加算確認書類：年金額改定通知書の写しなど

■ 給付金は、申請書に記載の指定の金融機関口座に振り込みます。

**申請先・問合せ** 羽村市社会福祉課庶務係☎112

〒205-8601 (所在地記載不要)